

発議第 3 号

「再審法」（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 19 日 提出

瀬戸内市議会議長 小谷 和志 様

提出者 環境福祉常任委員長 厚東 晃央

（提案理由）

刑事訴訟において、ひとたび確定した判決といえども、もし「えん罪」の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要である。

現在の再審制度は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。えん罪被害者の実情や再審制度が抱える制度的・構造的な問題を十分認識し、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を改正するよう、国会及び政府に要請するものである。

## 「再審法」（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

刑事訴訟において、ひとたび確定した判決といえども、もし「えん罪」の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要です。日本の再審制度は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、それを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっております。

現在の再審制度は、「再審法」の単独の法律は無く、刑事訴訟法の 506 条の規定の中に条文として 19 条あるのみで、極めておおざっぱな規定です。再審は個々の裁判で、裁判長の解釈、裁量、運用に全て委ねられているのが実態であり、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件の固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題があるからです。

再審制度が抱える問題点は、以下の 2 点あります。

① 検察官が捜査段階で集めた証拠を、裁判所の指示がないと開示しないことです。

国民の財産である全ての証拠を、隠すことなく弁護団の開示請求に応じて、開示し真実の解明に役立てるべきです。

② 検察官に抗告権（上訴）があることです。

検察官は、裁判所が再審開始決定を出しても、それに従わず、即時抗告（高等裁判所へ）、あるいは、特別抗告（最高裁判所へ）を行うことができます。このため、裁判所の判決「再審開始決定」が実施されず、判決が有名無実化されます。その結果、本来無実であるはずの被告が有罪確定となり、再審による救済ができなくなります。従って、冤罪（えん罪）防止のためにも検察官の抗告権をなくすことが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、えん罪被害者の実情を十分認識され、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を改正されるよう、下記の事項について強く要請します。

### 記

- 1, 検察・警察が持っている未開示の証拠を、裁判長の指示の有無にかかわらず、開示する法制度に改定すること。
- 2, 裁判所が再審開始決定をすれば、検察庁が異議の申し立て・上訴できない法制度に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

衆議院議長 様、参議院議長 様  
内閣総理大臣 様、法務大臣 様